

第2回高梁市議会（定例）議案目録

| 議案番号 | 件名 | 結果 | 頁 |
|--------|--|----|----|
| 報告第 1号 | 令和6年度高梁市継続費繰越計算書について | | 3 |
| 報告第 2号 | 令和6年度高梁市繰越明許費繰越計算書について | | 7 |
| 報告第 3号 | 令和6年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計予算繰越計算書について | | 11 |
| 報告第 4号 | 令和6年度高梁市水道事業特別会計予算繰越計算書について | | 15 |
| 報告第 5号 | 令和6年度高梁市下水道事業特別会計継続費繰越計算書について | | 19 |
| 報告第 6号 | 令和6年度高梁市下水道事業特別会計予算繰越計算書について | | 23 |
| 議案第62号 | 専決処分の承認を求めることについて | | 27 |
| 議案第63号 | 高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例 | | 65 |
| 議案第64号 | 高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 | | 67 |
| 議案第65号 | 高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | | 69 |
| 議案第66号 | 高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | | 77 |
| 議案第67号 | 財産の取得に関し議会の議決を求めることについて | | 83 |
| 議案第68号 | 令和7年度高梁市一般会計補正予算（第1号） | | 87 |

令和6年度高梁市継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので報告する。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田芳生

令和6年度 高梁市 継続費繰越計算書

高梁市一般会計

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 継続費の総額 | 令和6年度継続費予算額 | | | 支出済額及び 支出見込額 | 残額 | 翌年度繰越額 | 繰越金 | 左の財源内訳 | | | |
|--------|----------|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|------------|-------------|------|---------------|-----|
| | | | | 予算計上額 | 前年度 通次繰越額 | 計 | | | | | 特定財源 | | | |
| | | | | | | | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 |
| 03 民生費 | 02 児童福祉費 | 高梁認定こども園(仮称) 施設整備事業 | 3,358,000,000 | 1,679,000,000 | 1,122,432,000 | 2,801,432,000 | 976,389,000 | 1,825,043,000 | 1,825,043,000 | 41,684,000 | 447,159,000 | | 1,336,200,000 | |
| 08 土木費 | 04 都市計画費 | 広瀬地区緊急避難施設整備事業 | 245,049,000 | 211,660,000 | | 211,660,000 | 40,373,072 | 171,286,928 | 171,286,928 | 32,928 | 75,954,000 | | 95,300,000 | |
| 09 消防費 | 01 消防費 | 新消防庁舎施設整備事業 | 2,960,000,000 | 1,185,000,000 | 1,306,690,000 | 2,491,690,000 | 2,167,430,800 | 324,259,200 | 324,259,200 | 16,159,200 | | | 308,100,000 | |
| 10 教育費 | 02 小学校費 | 有漢義務教育学校(仮称) 施設整備事業 | 874,000,000 | 437,000,000 | 285,462,000 | 722,462,000 | 665,873,010 | 56,588,990 | 56,588,990 | 2,888,990 | | | 53,700,000 | |
| 10 教育費 | 03 中学校費 | 有漢義務教育学校(仮称) 施設整備事業 | 354,000,000 | 177,000,000 | 112,055,000 | 289,055,000 | 285,959,950 | 3,095,050 | 3,095,050 | 195,050 | | | 2,900,000 | |

(参考)

地方自治法施行令（抜すい）

(継続費)

第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2～3 略

令和6年度高梁市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので報告する。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田芳生

令和6年度 高梁市繰越明許費繰越計算書

高梁市一般会計

(単位:円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | | 一般財源 | |
|----|-------|----------|---------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | | | |
| | | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 02 | 総務費 | 01 総務管理費 | 地域市民センター施設整備事業 | 3,421,000 | 3,421,000 | 4,000 | | | 3,400,000 | | 17,000 |
| 02 | 総務費 | 01 総務管理費 | 定住促進対策事業 | 18,450,000 | 15,147,000 | | | | | | 15,147,000 |
| 03 | 民生費 | 01 社会福祉費 | 福祉関係団体支援・育成事業 | 6,640,000 | 6,640,000 | | | | | | 6,640,000 |
| 03 | 民生費 | 01 社会福祉費 | 物価高騰重点支援 地方給付金事業 | 77,795,000 | 65,687,000 | | 65,687,000 | | | | |
| 03 | 民生費 | 02 児童福祉費 | 子育て支援センター管理事業 | 2,444,000 | 2,444,000 | | | | 700,000 | | 1,744,000 |
| 03 | 民生費 | 02 児童福祉費 | こども園施設整備事業 | 36,998,000 | 36,937,000 | 1,037,000 | | | 35,900,000 | | |
| 04 | 衛生費 | 01 保健衛生費 | 出産・子育て応援交付金事業 | 644,000 | 644,000 | | 643,000 | | | | 1,000 |
| 06 | 農水産業費 | 01 農業費 | 農道管理事業 | 5,357,000 | 5,357,000 | | | | | | 5,357,000 |
| 06 | 農水産業費 | 01 農業費 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 17,137,000 | 17,137,000 | | | 14,036,000 | | | 3,101,000 |
| 06 | 農水産業費 | 02 林業費 | 林道開設事業 | 22,088,000 | 16,566,000 | | 7,997,000 | 799,000 | 7,700,000 | | 70,000 |
| 08 | 土木費 | 02 道路橋梁費 | 岡山自動車道付加車線設置推進事業 | 47,342,000 | 47,342,000 | | | | | 47,342,000 | |
| 08 | 土木費 | 02 道路橋梁費 | 市道改良事業 | 306,227,000 | 295,788,000 | 141,000 | 128,724,000 | | 162,500,000 | | 4,423,000 |
| | | | 内 過疎対策道路改良事業 | 40,000,000 | 29,781,000 | | | | 29,700,000 | | 81,000 |
| | | | 地方創生道整備推進交付金道路整備事業 | 129,885,000 | 129,665,000 | 55,000 | 63,815,000 | | 65,700,000 | | 95,000 |
| | | | 道路改築事業 | 34,847,000 | 34,847,000 | 45,000 | 18,768,000 | | 16,000,000 | | 34,000 |
| | | | 都市構造再編集中支援事業 | 97,335,000 | 97,335,000 | 41,000 | 46,141,000 | | 51,100,000 | | 53,000 |
| | | | 訳単市道路改良事業 | 4,160,000 | 4,160,000 | | | | | | 4,160,000 |

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | | 一般財源 |
|----------|--------------|------------------|-------------|-------------|---------|------------|------|------------|-----------|------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | | |
| | | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 市道防災安全事業 | 32,177,000 | 32,177,000 | | 18,962,000 | | 12,600,000 | | 615,000 |
| 08 土木費 | 02 道路橋梁費 | 緊急自然災害防止対策事業 | 77,568,000 | 70,281,000 | 16,000 | | | 70,200,000 | | 65,000 |
| 08 土木費 | 03 河川費 | 河川管理事業 | 1,639,000 | 1,639,000 | | | | | | 1,639,000 |
| 08 土木費 | 03 河川費 | 緊急自然災害防止対策事業 | 70,648,000 | 63,458,000 | | | | 63,400,000 | | 58,000 |
| 08 土木費 | 03 河川費 | 緊急浚渫推進事業 | 117,804,000 | 97,291,000 | | | | 97,200,000 | | 91,000 |
| 08 土木費 | 03 河川費 | 内水排除施設整備事業 | 117,580,000 | 85,340,000 | | | | 85,300,000 | | 40,000 |
| 08 土木費 | 04 都市計画費 | 街路整備事業 | 35,815,000 | 35,815,000 | | 18,819,000 | | 16,900,000 | | 96,000 |
| 08 土木費 | 05 住宅費 | 市営住宅建設事業 | 38,620,000 | 38,620,000 | | | | 26,800,000 | | 11,820,000 |
| 09 消防費 | 01 消防費 | 消防施設整備事業 | 31,173,000 | 31,173,000 | 40,000 | | | 31,100,000 | | 33,000 |
| 10 教育費 | 01 教育総務費 | 事務局総務事務事業 | 4,000,000 | 4,000,000 | | | | | | 4,000,000 |
| 10 教育費 | 01 教育総務費 | 遠距離通学事業 | 4,171,000 | 4,171,000 | | | | 3,800,000 | | 371,000 |
| 10 教育費 | 06 社会教育費 | 川上総合学習センター運営管理事業 | 20,056,000 | 20,056,000 | | | | 20,000,000 | | 56,000 |
| 10 教育費 | 06 社会教育費 | 文化センター管理運営事業 | 33,368,000 | 33,368,000 | | | | 33,300,000 | | 68,000 |
| 10 教育費 | 07 保健体育費 | 学校給食センター施設整備事業 | 16,400,000 | 16,400,000 | | | | 16,400,000 | | |
| 11 災害復旧費 | 01 農林施設災害復旧費 | 農林施設災害復旧事業 | 29,000,000 | 29,000,000 | | | | | 1,055,000 | 27,945,000 |
| 11 災害復旧費 | 02 土木施設災害復旧費 | 土木施設災害復旧事業 | 130,371,000 | 109,363,000 | | 54,840,000 | | 43,700,000 | | 10,823,000 |

6

高梁市地域開発事業特別会計

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | | 一般財源 |
|--------------|----------|------------|-------------|-------------|-------------|---------|------|-----|-----|------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | | |
| | | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 03 工業団地造成事業費 | 01 造成事業費 | 有漢工業団地造成事業 | 189,944,000 | 189,944,000 | 189,944,000 | | | | | |

(参考)

地方自治法施行令（抜すい）

（繰越明許費）

第146条 略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

令和6年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計予算繰越計算書について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので報告する。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田芳生

令和6年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計予算繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 | |
|---|-------|-----|------------|------------|-----------|-----------|-------------|------------|----------------------------|----|----------------------------------|
| | | | | | | 企業債 | 当年度損益勘定留保資金 | | | | |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 1 | 施設整備費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | MRI棟改修実施設計について、岡山県との協議に時間を要したため。 |
| | | | 55,018,000 | 19,214,800 | 9,911,000 | 9,900,000 | 11,000 | 25,892,200 | 0 | | |
| | 合計 | | 55,018,000 | 19,214,800 | 9,911,000 | 9,900,000 | 11,000 | 25,892,200 | 0 | | |

(参考)

地方公営企業法（抜すい）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

令和6年度高梁市水道事業特別会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので報告する。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田芳生

令和6年度高梁市水道事業特別会計予算繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 | | |
|----|-------|-----|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-------------|-----------|----------------------------|----|---|-------------------------------------|
| | | | | | | 国庫補助金 | 企業債 | 補償費 | 当年度損益勘定留保資金 | | | | | |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 水道管支障移転事業 | 10,000,000 | 3,080,000 | 6,920,000 | 0 | 0 | 6,920,000 | 0 | 0 | 県の国道改良事業に関する水道管の支障移転工事で、本体工事の進捗に合わせて適正な工期を確保したため。 | |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 管路更新事業 | 21,278,000 | 0 | 21,278,000 | 5,900,000 | 11,800,000 | 0 | 3,578,000 | 0 | 0 | 国の令和6年12月補正予算による事業であり、適正な工期を確保したため。 |
| 合計 | | | 31,278,000 | 3,080,000 | 28,198,000 | 5,900,000 | 11,800,000 | 6,920,000 | 3,578,000 | 0 | 0 | | | |

(参考)

地方公営企業法（抜すい）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

令和6年度高梁市下水道事業特別会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、
別紙のとおり継続費繰越計算書を調製したので報告する。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田 芳 生

令和6年度高梁市下水道事業特別会計継続費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 継続費の総額 | 令和6年度 継続費予算現額 | | | 支払義務発生 (見込)額 | 残額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | 翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購 入限度額 |
|-----|-----------|-----|---------------|----------------------|-------------|---------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|------------------------------------|
| | | | | 予算計上額 | 前年度 繰越額 | 計 | | | | 国庫補助金 | 企業債 | 当年度損益勘 定留保資金等 | |
| 1 | 資本的 支出 | 1 | 建設 改良費 | 落合雨水ポ ンプ場整備 事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | 2,417,412,000 | 926,952,000 | 363,000,000 | 1,289,952,000 | 612,100,000 | 677,852,000 | 677,852,000 | 228,276,000 | 449,500,000 | 76,000 | 0 |
| 合 計 | | | 2,417,412,000 | 926,952,000 | 363,000,000 | 1,289,952,000 | 612,100,000 | 677,852,000 | 677,852,000 | 228,276,000 | 449,500,000 | 76,000 | 0 |

(参考)

地方公営企業法施行令（抜すい）

（継続費）

第18条の2 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもって翌事業年度の5月31日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

2・3 略

令和6年度高梁市下水道事業特別会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので報告する。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田 芳生

令和6年度高梁市下水道事業特別会計予算繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 | |
|----|-------|-----|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|----------------------------|----|---|
| | | | | | | 国庫補助金 | 企業債 | 補償費 | 当年度損益勘定留保資金等 | | | | |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 市場汚水幹線改修事業 | 239,900,000 | 0 | 239,900,000 | 100,846,000 | 139,000,000 | 0 | 54,000 | 0 | 住宅が隣接している市道下に埋設してある下水道管の改修事業で、周辺住宅への影響が少ない工法の検討に日数を要したため。 |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 落合町阿部地内公共樹設置工事 | 3,500,000 | 0 | 3,500,000 | 0 | 3,500,000 | 0 | 0 | 0 | 宅地造成に伴う公共樹設置工事で、本体工事の進捗に合わせて適正な工期を確保したため。 |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 落合町阿部313号マンホール改修工事 | 5,000,000 | 0 | 5,000,000 | 0 | 5,000,000 | 0 | 0 | 0 | 県の国道補修工事に関するマンホール蓋の支障移転工事で、本体工事の進捗に合わせて適正な工期を確保したため。 |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 汚水管支障移転事業 | 10,000,000 | 2,770,000 | 7,230,000 | 0 | 0 | 7,230,000 | 0 | 0 | 県の国道改良事業に関する汚水管の支障移転工事で、本体工事の進捗に合わせて適正な工期を確保したため。 |
| 合計 | | | 258,400,000 | 2,770,000 | 255,630,000 | 100,846,000 | 147,500,000 | 7,230,000 | 54,000 | 0 | 0 | | |

(参考)

地方公営企業法（抜すい）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田芳生

| 番号 | 件名 | 頁 |
|-------|----------------------------|----|
| 専決第4号 | 高梁市税条例の一部を改正する条例 | 29 |
| 専決第5号 | 高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 51 |
| 専決第7号 | 令和7年度高梁市下水道事業特別会計補正予算（第1号） | 55 |

高梁市税条例の一部を改正する条例

高梁市税条例の一部を次のとおり改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年3月31日専決

高梁市長 石田 芳生

高梁市条例第28号

(令和7年3月31日制定)

高梁市税条例の一部を改正する条例

高梁市税条例（平成16年高梁市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改

め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4を削る。

附則第10条の5第1項各号列記以外の部分中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同項第2号及び第3号中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度及び令和6年度分」を「令和7年度及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなさ

れるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造た

ばことみなされるものに限る。) であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第23条の3第2項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則 (令和7年高梁市条例第28号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の高梁市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の高梁市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 高梁市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計

算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて
計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(参考)

高梁市税条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則第1条の9第2号</u>に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小</p> | <p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小</p> |

規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規

規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費

定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～5 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保

安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの
年額 3,700円

(2)・(3) 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の

安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの
年額 3,700円

(2)・(3) 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の

交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの
あっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者
手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療
育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び
精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に
より交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神
障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105
号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等
と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成
される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項
において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同
法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同
じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4
項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同
じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免
を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免
許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番
号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限
並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの
あっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者
手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療
育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び
精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に
より交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神
障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105
号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生
計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成され
る世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項にお
いて「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項
を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し
て、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の
種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～14 略

15 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17・18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の第2項に規定する期間内に施行規則附則第

3・4 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～14 略

15 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17・18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15・16 略

14・15 略

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項

に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされ

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、当該年度の初日の属する年の1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

た特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。))に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、当該年度の初日の属する年の1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) 略
- 2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地に係る令和7年度及び令和8年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。))に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。))の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 略

- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) 略
- 2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。))に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。))の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 略

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

- 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

- 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、

同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

第23条の3 略

2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

第23条の3 略

2 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年3月31日専決

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第29号

(令和7年3月31日制定)

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険税条例(平成16年高梁市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則 (令和7年高梁市条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の高梁市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参考)

高梁市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合計額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合計額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納</p> |

付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

令和7年度高梁市下水道事業特別会計 補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度高梁市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度高梁市下水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条本文に「なお、営業費用中委託料6,000千円の財源に充てるため、企業債3,600千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 （単位 千円）

| 科 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|-------------|---------|-------|---------|
| 第1款 下水道事業収益 | 896,308 | 2,326 | 898,634 |
| 第2項 営業外収益 | 466,063 | 2,326 | 468,389 |

支 出 （単位 千円）

| 科 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|-------------|---------|-------|---------|
| 第1款 下水道事業費用 | 907,914 | 6,000 | 913,914 |
| 第1項 営業費用 | 829,203 | 6,000 | 835,203 |

（企業債）

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

| 起債の目的 | 補正前 | 補正後 |
|-------|---------|---------|
| | 限度額 | 限度額 |
| 下水道事業 | 733,300 | 736,900 |

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年4月10日専決

高梁市長 石田 芳 生

令和7年度高梁市下水道事業特別会計補正予算(第1号)実施計画

(収益的収入及び支出)

収 入 (単位 千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|------------|-----------|-------|---------|-------|---------|-----|
| 1. 下水道事業収益 | | | 896,308 | 2,326 | 898,634 | |
| | (2) 営業外収益 | | 466,063 | 2,326 | 468,389 | |
| | | 2 補助金 | 0 | 2,326 | 2,326 | |

支 出 (単位 千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|------------|----------|---------|---------|-------|---------|-----|
| 1. 下水道事業費用 | | | 907,914 | 6,000 | 913,914 | |
| | (1) 営業費用 | | 829,203 | 6,000 | 835,203 | |
| | | 1 管 渠 費 | 39,188 | 6,000 | 45,188 | |

令和7年度高梁市下水道事業特別会計補正予算(第1号)予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

| 区 分 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|-----------------------------|-----------|---------|-----------|
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 当年度純利益又は当年度純損失(△) | △ 10,438 | △ 3,340 | △ 13,778 |
| 減価償却費 | 488,918 | 0 | 488,918 |
| 資産減耗費 | 5,100 | 0 | 5,100 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | 1,351 | 0 | 1,351 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | 411 | 0 | 411 |
| 法定福利費引当金の増減額(△は減少) | 80 | 0 | 80 |
| 長期前受金戻入 | △ 176,261 | 0 | △ 176,261 |
| 受取利息及び配当金 | △ 1 | 0 | △ 1 |
| 支払利息 | 72,581 | 0 | 72,581 |
| 未収金の増減額(△は増加) | △ 41,145 | △ 334 | △ 41,479 |
| 未払金の増減額(△は減少) | 0 | 0 | 0 |
| その他の企業債の発行による収入 | 0 | 3,600 | 3,600 |
| 小 計 | 340,596 | △ 74 | 340,522 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1 | 0 | 1 |
| 利息の支払額 | △ 72,581 | 0 | △ 72,581 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー(合計) | 268,016 | △ 74 | 267,942 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 860,604 | 0 | △ 860,604 |
| 国庫補助金収入 | 356,364 | 0 | 356,364 |
| 受益者負担金等による収入 | 9,308 | 0 | 9,308 |
| 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入 | 0 | 0 | 0 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー(合計) | △ 494,932 | 0 | △ 494,932 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 建設改良企業債による収入 | 733,300 | 0 | 733,300 |
| 建設改良企業債の償還による支出 | △ 544,462 | 0 | △ 544,462 |
| 他会計からの出資による収入 | 151,227 | 0 | 151,227 |
| 他会計からの負担金による収入 | 62,123 | 0 | 62,123 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー(合計) | 402,188 | 0 | 402,188 |
| IV 資金増加額又は減少額(△) | 175,272 | △ 74 | 175,198 |
| V 資金期首残高 | 244,936 | 0 | 244,936 |
| VI 資金期末残高 | 420,208 | △ 74 | 420,134 |

令和7年度高梁市下水道事業特別会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

| 資 産 の 部 | | |
|-----------------|--------------------|--------------------------|
| 1 固 定 資 産 | | |
| (1) 有 形 固 定 資 産 | | |
| (イ) 土 地 | | 831,836 |
| (ロ) 建 物 | 1,425,398 | |
| 建物減価償却累計額 | <u>△ 915,784</u> | 509,614 |
| (ハ) 構 築 物 | 19,067,983 | |
| 構築物減価償却累計額 | <u>△ 9,224,284</u> | 9,843,699 |
| (ニ) 機 械 及 び 装 置 | 7,481,066 | |
| 機械及び装置減価償却累計額 | <u>△ 5,583,971</u> | 1,897,095 |
| (ホ) 車 両 運 搬 具 | 1,740 | |
| 車両運搬具減価償却累計額 | <u>△ 1,653</u> | 87 |
| (ヘ) 建 設 仮 勘 定 | | 495,987 |
| 有形固定資産合計 | | <u>13,578,318</u> |
| 固定資産合計 | | <u>13,578,318</u> |
| 2 流 動 資 産 | | |
| (1) 現 金 ・ 預 金 | | 420,134 |
| (2) 未 収 金 | 203,058 | |
| 未収金貸倒引当金 | <u>△ 4,709</u> | 198,349 |
| (3) 前 払 金 | | 4,453 |
| 流動資産合計 | | <u>622,936</u> |
| 資産合計 | | <u><u>14,201,254</u></u> |

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

(イ) 建設改良費等の財源に

充てるための企業債 6,685,926

(ロ) その他企業債

69,136

企業債合計

6,755,062

固定負債合計

6,755,062

4 流動負債

(1) 企業債

(イ) 建設改良費等の財源に

充てるための企業債 523,362

企業債合計

523,362

(2) 未払金

58,648

(3) 引当金

(イ) 賞与引当金

3,516

(ロ) 法定福利費引当金

691

引当金合計

4,207

(4) その他流動負債

(イ) 預り金

200

その他流動負債合計

200

流動負債合計

586,417

5 繰延収益

長期前受金

11,549,307

長期前受金収益化累計額

△ 6,041,262

繰延収益合計

5,508,045

負債合計

12,849,524

資 本 の 部

| | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|-----|---|-----|-------------------|-----------|------------|---|---|---|---|---|
| 6 | 資 | 本 | 金 | | | | | | | | | |
| | (1) | 資 | 本 | 金 | 1,203,312 | | | | | | | |
| | | 資 | 本 | 金 | <u>1,203,312</u> | | | | | | | |
| | | 資 | 本 | 金 | 合 計 | 1,203,312 | | | | | | |
| 7 | 剩 | 余 | 金 | | | | | | | | | |
| | (1) | 資 | 本 | 剩 | 余 | 金 | | | | | | |
| | | (イ) | 国 | 庫 | 補 | 助 | 金 | | | | | |
| | | | | | | 266,742 | | | | | | |
| | | | | | <u>266,742</u> | | | | | | | |
| | | 資 | 本 | 剩 | 余 | 金 | 合 計 | | | | | |
| | | | | | | 266,742 | | | | | | |
| | (2) | 利 | 益 | 剩 | 余 | 金 | | | | | | |
| | | (イ) | 前 | 年 | 度 | 繰 | 越 | 利 | 益 | 剩 | 余 | 金 |
| | | | | | | △ | 104,546 | | | | | |
| | | (ロ) | 当 | 年 | 度 | 純 | 利 | 益 | | | | |
| | | | | | | △ | 13,778 | | | | | |
| | | | | | <u>△</u> | 118,324 | | | | | | |
| | | 利 | 益 | 剩 | 余 | 金 | 合 計 | | | | | |
| | | | | | | △ | 118,324 | | | | | |
| | | 剩 | 余 | 金 | 合 計 | | 148,418 | | | | | |
| | | | | | <u>148,418</u> | | | | | | | |
| | | 資 | 本 | 合 計 | | 1,351,730 | | | | | | |
| | | | | | <u>1,351,730</u> | | | | | | | |
| | | 負 | 債 | 資 | 本 | 合 計 | 14,201,254 | | | | | |
| | | | | | <u>14,201,254</u> | | | | | | | |

令和7年度高梁市下水道事業特別会計補正予算(第1号)説明書

(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

収 入

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|------------|-----------|-------|---------|-------|---------|
| 1. 下水道事業収益 | | | 896,308 | 2,326 | 898,634 |
| | (2) 営業外収益 | | 466,063 | 2,326 | 468,389 |
| | | 2 補助金 | 0 | 2,326 | 2,326 |

支 出

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|------------|----------|-------|---------|-------|---------|
| 1. 下水道事業費用 | | | 907,914 | 6,000 | 913,914 |
| | (1) 営業費用 | | 829,203 | 6,000 | 835,203 |
| | | 1 管渠費 | 39,188 | 6,000 | 45,188 |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|--------|-------|-------------|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| 1. 補助金 | 2,326 | 国庫補助金 2,326 |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|---------|-------|----------------|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| 11. 委託料 | 6,000 | 管路調査委託料等 6,000 |

高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を
改正する条例

高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和7年 月 日制定)

高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を
改正する条例

高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例（平成30年高梁市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則（令和7年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提 案 理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第2条 この条例は、同意促進区域内において、法第4条第6項に規定する基本計画の同意の日から<u>令和10年3月31日</u>までに、前条に規定する事業者が新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して適用する。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第2条 この条例は、同意促進区域内において、法第4条第6項に規定する基本計画の同意の日から<u>令和7年3月31日</u>までに、前条に規定する事業者が新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して適用する。</p> |

高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和7年 月 日制定)

高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例（平成16年高梁市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第3条第9項中「710円」を「760円」に改め、同条第11項中「740円」を「760円」に改める。

別表第4食事の項中「1, 570円」を「1, 760円」に改める。

附 則（令和7年高梁市条例第 号）

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

提 案 理 由

物価高による食材等の高騰、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|------------|-----------------------------------|----|-------------------------------------|-------|----------|--|----|-----|------------|-----------------------------------|----|-------------------------------------|-------|----------|
| <p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 介護老人保健施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する者の居住費、滞在費及び食費は、別表第4に定める額とし、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの食費は、1食につき<u>760円</u>の範囲内の額とする。</p> <p>10 略</p> <p>11 障害福祉サービスにおける短期入所を利用する者の食費は、1食につき<u>760円</u>の範囲内の額とする。</p> <p>12 略</p> <p>別表第4(第3条関係)</p> | <p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 介護老人保健施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する者の居住費、滞在費及び食費は、別表第4に定める額とし、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの食費は、1食につき<u>710円</u>の範囲内の額とする。</p> <p>10 略</p> <p>11 障害福祉サービスにおける短期入所を利用する者の食費は、1食につき<u>740円</u>の範囲内の額とする。</p> <p>12 略</p> <p>別表第4(第3条関係)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 1002 465 1058">種別</th> <th data-bbox="465 1002 1086 1058">負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 1058 465 1157">居住費 滞在費</td> <td data-bbox="465 1058 1086 1157">厚生労働大臣が定める基準費用額(負担限度額の適用がある者はその額)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1157 465 1209">食事</td> <td data-bbox="465 1157 1086 1209">1日<u>1,760円</u>(負担限度額の適用がある者はその額)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1209 465 1264">特別の食事</td> <td data-bbox="465 1209 1086 1264">1食につき、実費</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 負担額 | 居住費 滞在費 | 厚生労働大臣が定める基準費用額(負担限度額の適用がある者はその額) | 食事 | 1日 <u>1,760円</u> (負担限度額の適用がある者はその額) | 特別の食事 | 1食につき、実費 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1113 1002 1341 1058">種別</th> <th data-bbox="1341 1002 1955 1058">負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1113 1058 1341 1157">居住費 滞在費</td> <td data-bbox="1341 1058 1955 1157">厚生労働大臣が定める基準費用額(負担限度額の適用がある者はその額)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1157 1341 1209">食事</td> <td data-bbox="1341 1157 1955 1209">1日<u>1,570円</u>(負担限度額の適用がある者はその額)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1209 1341 1264">特別の食事</td> <td data-bbox="1341 1209 1955 1264">1食につき、実費</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 負担額 | 居住費 滞在費 | 厚生労働大臣が定める基準費用額(負担限度額の適用がある者はその額) | 食事 | 1日 <u>1,570円</u> (負担限度額の適用がある者はその額) | 特別の食事 | 1食につき、実費 |
| 種別 | 負担額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 居住費 滞在費 | 厚生労働大臣が定める基準費用額(負担限度額の適用がある者はその額) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食事 | 1日 <u>1,760円</u> (負担限度額の適用がある者はその額) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別の食事 | 1食につき、実費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | 負担額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 居住費 滞在費 | 厚生労働大臣が定める基準費用額(負担限度額の適用がある者はその額) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食事 | 1日 <u>1,570円</u> (負担限度額の適用がある者はその額) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別の食事 | 1食につき、実費 | | | | | | | | | | | | | | | | |

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和7年 月 日制定)

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成
26年高梁市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第27条に規定する小規模保育事業A型」を「第28条に規定する小規
模保育事業A型」に、「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「第27条に規定
する小規模保育事業B型」を「第31条に規定する小規模保育事業B型」に、「同条」を「同
省令第33条」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項にお
いて「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条第2項及び第3項を削り、第9項
を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の4項を加え
る。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく
困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、
前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則（令和7年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

72

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> | <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> |

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2)・(3) 略

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げ

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)・(3) 略

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件

る要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる次項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

6～11 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

4～9 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和7年 月 日制定)

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高梁市条例
第54号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施す
る」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同
項の前に次の4項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困
難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前
項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責
任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置
が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しく
は小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A

型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものという。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

附則第3条中「5年」を「15年」に改める。

附 則 (令和7年高梁市条例第 号)

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の</p> | <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の</p> |

保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2)・(3) 略

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場

保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)・(3) 略

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間

合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6・7 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、

でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4・5 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、

子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

財産の取得に関し議会の議決を求めることについて

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 物件の名称 災害対応特殊消防ポンプ自動車
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 59,180,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 5,380,000 円)
- 4 契約の相手方 倉敷市水島南春日町8番32号
有限会社亀屋防災
代表取締役 野村 信一
- 5 取得の目的 消防設備の更新

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田 芳生

提 案 理 由

災害対応特殊消防ポンプ自動車を取得するため。

(参考)

災害対応特殊消防ポンプ自動車の概要

緊急消防援助隊車両の登録予定。

1 車両関係

- (1) シャシ 3トン級消防専用ダブルキャブ型
4輪駆動
- (2) エンジン ディーゼルエンジン (総排気量4,000cc以上)
- (3) 変速機 マニュアルトランスミッション
- (4) 車両寸法 全長 6,000mm以下
全幅 1,950mm以下
全高 3,000mm以下
- (5) 乗車定員 5名 (前席2名・後席3名)

2 艀装関係

- (1) ポンプ A-2級ポンプ (放水自動調圧装置付き)
- (2) 外装 ハイルーフ仕様
オールシャッタータイプ
- (3) 装備 水槽 (1,300L)
左右取り出し可能な中央巻取り式吸管、棒状連結吸管 (4本) 別途積載
電動ホースカー (動力昇降装置付き)
空気呼吸器

(参考)

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 不動産を信託すること。

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9)～(15) 略

2 略

高梁市の議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和7年度高梁市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度高梁市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 87,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,687,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出

高梁市長 石田芳生

| | | | | |
|---|---|------------|---------|------------|
| | | | | |
| % | | %) *+ž+&% | , +žSSS | %) (ž+&% |
| | & | %S' (ž- S(| , +žSSS | %%&ž- S(|
| | | &ž* SžSSS | , +žSSS | &ž*, +žSSS |

| | | | | |
|---|---|-----------|---------|------------|
| | | | | |
| ' | | *ž% Sž*(- | , +žSSS | *ž&+ž*(- |
| | % | 'ž++SžSS- | , +žSSS | 'ž,)+žSS- |
| | | &ž* SžSSS | , +žSSS | &ž*, +žSSS |

